

令和6年3月

読者各位

株式会社日本法令 出版部

『不支給・不正受給を防ぐ！ 社労士のための 助成金申請リスクヘッジマニュアル』お詫びと訂正

下記のとおり、本書中に誤りの箇所がございました。訂正いたしますとともに、謹んでお詫び申し上げます。

記

第2章 4 (P.41 図表内)

- (誤) 育児休業を取得していないにもかかわらず、虚偽の申請書類を作成し、当該助成金の不正受給に関与したものの。
- (正) 育児休業に関する周知をしていないにもかかわらず、虚偽の申請書類を作成し、当該助成金の不正受給に関与したものの。

第7章 2 (P.144 6～11行目)

- (誤) また、両立支援等助成金（出生時両立支援コース）も支給申請期間を間違いやすい助成金です。出生時両立支援コースは、育休を取得したとき、「取得5日目の翌日から2か月以内」に支給申請をしなければなりません。これを「取得最終日の翌日から2か月以内」と間違えるケースが多いです。男性が1か月の育休を取得した場合でも、取得5日目の翌日から2か月以内に申請する必要があります。
- (正) 該当箇所を削除

※「取得5日目の翌日から2か月以内」は、令和4年6月までの申請期限です。

以上